

第2回習志野市立藤崎保育所移管先法人選考委員会会議録

1. 開催日時 令和4年10月25日(火) 午後5時00分～午後5時55分

2. 開催場所 習志野市庁舎5階 小委員会室

3. 出席者

【委員長】	習志野市副市長	諏訪	晴信
【副委員長】	習志野市こども部 部長	小平	修
【委員】	習志野市民生委員児童委員協議会 推薦	中川	紀子
	習志野市民生委員児童委員協議会 推薦	井口	百合子
	習志野市政策経営部 部長	竹田	佳司
	習志野市総務部 部長	遠藤	良宣
	習志野市こども部こども保育課 課長	佐久間	心之
	習志野市立藤崎保育所 所長	五十嵐	公子
	習志野市立大久保第二保育所 所長	近藤	明美
【事務局】	こども部 次長	相澤	慶一
	こども部こども政策課 課長	齊藤	洋介
	(こども部) 主幹	新井	理香
	企画管理係長	石橋	寛
	施設係長	松本	大輔
	副主査	清水	隆之
	副主査	鈴木	真理子

4. 議題

第1 会議録の作成等

第2 会議録署名委員の指名

第3 審議

(1)一次審査(応募資格審査)の結果について

(2)二次審査(書類・面接審査・公開プレゼンテーション)の審査方法について

第4 その他(事務連絡等)

5. 会議資料

資料1 藤崎保育所移管先法人の応募経過

資料2 藤崎保育所移管先法人の二次審査方法

資料3 藤崎保育所移管先に係る応募法人一覧

資料4 藤崎保育所移管先法人公開プレゼンテーション保護者アンケート

資料5 移管先法人の二次審査評価基準(案)

6. 議事内容

開会

【諏訪 晴信 委員長】

ただいまより、第2回習志野市立藤崎保育所移管先法人選考委員会の会議を開会する。本会議は、習志野市立藤崎保育所移管先法人選考委員会設置要綱第6条の規定により、委員5名以上の出席が成立要件となっている。

ただいまの出席委員は9名である。よって、本会議は成立した。

本日は審議事項について事務局から説明を求め、その後、委員の皆様からご意見をいただく形で会議を進めて参りたい。

限られた時間の中で円滑な会議を進めていきたいと考えているので、会議の進行にご協力をお願いします。

第1 会議録の作成等

【諏訪 晴信 委員長】

会議録については、要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、会議ごとに確定するが、前回決定した通り、公開については、移管先法人決定後に、すべての会議録を市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開したいと考えるが、異議はないか。

【一同】

異議なし。

【諏訪 晴信 委員長】

異議なしと認め、そのように取り扱うことと決定する。

第2 会議録署名委員の指名

【諏訪 晴信 委員長】

会議録の作成にあたり、正確性・公正性を期するため、会議録署名委員を私から指名したいと考えるが異議はあるか。

【一同】

異議なし。

【諏訪 晴信 委員長】

異議なしと認め、中川委員、井口委員を指名する。

第3 審議

(1)一次審査(応募資格審査)の結果について

【こども政策課長 齊藤 洋介】

応募経過を説明する。

既に通知したとおり、前回の会議で審議いただいた募集要項に基づき、6月20日より募集を開始した。

1. 募集要項等説明会を7月14日に実施し、7法人12名が出席した。

2. 参加意思表明書の受付は、7月22日を期限とし、10法人から提出があった。
3. 応募書類の受付は、9月30日を期限とし、参加意思表明書を提出した10法人のうち、7法人から提出があった。
4. 一次審査の結果について、応募資格を事務局において審査した結果、全ての法人で応募資格を満たしていることが確認できた。

委員から応募資格について異議がなければ、各法人に対し、一次審査結果を通知したい。

【諏訪 晴信 委員長】

事務局からの説明に対し、質疑はあるか。

【一同】

質疑なし。

【諏訪 晴信 委員長】

質疑なしと認め、事務局報告の通り、一次審査結果を決定したいと思うが異議はないか。

【一同】

異議なし。

【諏訪 晴信 委員長】

異議なしと認め、一次審査の結果については、事務局報告のとおりとする。

(2) 二次審査(書類・面接審査・公開プレゼンテーション)の審査方法について

【こども政策課長 齊藤 洋介】

二次審査方法について、区分ごとに説明する。

1. 書類審査について、現在事務局において、応募書類の内容を審査しており、また、財務状況の分析を税理士に依頼している。

2. 面接審査及び現地調査について、事務局において各法人の面接によるヒアリングを実施し、応募書類の記載内容で不明な点などを確認する。ヒアリングにあたり、法人が運営する保育施設の視察を併せて実施し、実際の運営上の取り組みを確認する。

調査後には、事務局による所見をまとめ、二次審査に係る参考資料とする。現地調査を行う施設は各法人1施設とし、藤崎保育所と同規模の認可保育所を基本として、事務局が選定をする。応募法人のうち、2法人については、認可保育所を運営していないことから、運営する幼保連携型認定こども園から、先月設立されたばかりの1法人については、運営する保育施設等がないことから、経営母体が同一の株式会社が運営する認可保育所から対象施設を選定する。

面接審査及び現地調査においては、評価に必要な事項について、教育・保育の専門職と事務職の職員が確認し、その結果を事務局所見に反映する。

3. 公開プレゼンテーションについて、まず、各法人から提出された応募書類のうち、様式7「提案内容」を藤崎保育所に設置し、保護者による応募書類の閲覧を実施する。保護者からは書類を閲覧したうえで、確認したい点について、質問等を提出していただく。

次に、保護者からの質問等を各法人に配布し、市または法人に対する質問について回答を作成する。回答は二次審査の参考資料として委員に配布するとともに、保護者にも配布する。

その後、第3回会議として応募法人のプレゼンテーションを実施する。12月17日土曜日

に、各法人50分間で7法人分のプレゼンテーションを実施し、9時から17時までの予定としている。

このプレゼンテーションでは、参加した保護者に保護者アンケートを実施し、法人ごとの評価を記入いただくとともに、意見を提出していただく。プレゼンテーション当日に参加できなかった保護者に対しては、プレゼンテーションの内容を録画したDVDを藤崎保育所において貸出を行う。DVDの貸出を希望した保護者にも、アンケート用紙を渡し、提出していただくこととする。

公開プレゼンテーションに参加した保護者とDVDを視聴した保護者から提出されたアンケートの集計結果については、二次審査に係る参考資料とするため、委員へ配布する。

プレゼンテーションの内容・方法については、昨年度実施した大久保第二保育所及び菊田第二保育所の移管先法人選考の際の流れを基本とし、第1回会議において、意見があった部分を反映した内容としている。

法人の説明者は3名以内とし、持ち時間は50分間、うちプレゼンテーションは20分間、委員からの質疑応答を30分としている。

内容・方法については、応募書類に記載の内容の範囲内でのスピーチを基本とし、パワーポイント等の映写による補完も可能としている。

プレゼンテーションの審査としては、各委員において、この後説明する評価基準表等を活用し、令和5年1月中旬に開催予定の第4回会議での最終採点へ向けた仮評価を実施していただきたい。

4. 二次審査について、第4回会議において、事務局が実施した現地調査の結果、公開プレゼンテーションの内容、保護者アンケートの結果を総合的に判断し、最終的な採点をしていただく。

採点は、資料5「評価基準」をもとに各委員で行っていただく。

評価基準は、14の審査項目ごとの配点に従い、参考となる基準を示したものとなっている。委員の点数の合計点を得点とし、最も高い得点を得た対象者を移管先法人候補者とする。なお、得点が満点の7割に満たない対象者は候補者としない。

会議の日程は1月中旬を予定しており、後日改めて日程調整する。

選考結果については市長に報告し、選考結果を基に市長が選定する予定である。

次に、「移管先法人の二次審査評価基準(案)」については、審査項目ごとの評価の観点と、各委員の採点の目安となる評価基準を記載している。

評価基準は、配点が10点の項目は5段階、配点が5点の項目は3段階で記載しているが、各委員において、中間であるとの評価をする場合などについては、配点内の整数で、自由に採点して構わない。

昨年度実施した大久保第二保育所及び菊田第二保育所の移管先法人選考時に示した評価基準との変更点について説明する。

1番の「応募理由等」について、配点を15点から10点に変更し、これに伴い点数を変更している。

4番の「特別に支援を要する子どもの保育」、5番の「給食・食育」、6番の「関係機関及び地域との連携・交流」、9番の「職員の研修」、10番の「健康管理」、11番の「防犯・防災、事故等への対策」の6項目については、昨年度の基準では二段階目の配点が3.5点となっ

ていたが、採点する際にわかりづらく、混乱を招いてしまうことから、二段階目の点数を整数に修正した。合わせて、良い提案と、一般的な提案の点に差がつきやすくなるよう、5点の評価基準のうち一部の観点を、3点の評価基準の評価と異なる記載として区別している。

12番の「施設整備計画」について、今回の藤崎保育所の私立化にあたっては、保育を継続しながらの施設整備及び既存建物の解体となることから、その間の保育の実施と保育環境への影響に対する配慮を法人から提案いただくこととしており、その部分を評価するため、配点を最も高い15点とした項目である。工事期間中の配慮の部分については、通常の施設整備計画の評価基準と合わせてしまうと、この部分に対する評価が見えにくくなるのが懸念されるため、施設整備にかかる観点と、工事期間中の保育への配慮に各関わる観点、それぞれで評価し、その合計点を施設整備計画の採点するよう、評価基準(案)を作成している。

【諏訪 晴信 委員長】

ただいま説明のあった二次審査方法について、適宜分割して質疑を行う。

まず、1. 書類審査、2. 面接審査及び現地調査について、質疑等はあるか。

【竹田 佳司 委員】

今回の移管先法人の選定の特徴は、子どもたちが居ながらの工事というところだろう。募集要項等に記載はないが、施設の隣の公園を利用できるのか否かについて、庁内での調整は図られているのか。

【松本 大輔 施設係長】

建替え工事において、公園を工事ヤードとして使用しなくても施工は可能であることを確認している。そのため、工事中も引き続き公園を利用できることから、募集要項等には特に公園の使用についての記載はしていない。ただし、通常の園庭が使えなくなることにより、散歩などで使用するということは考えられる。

【竹田 佳司 委員】

隣に公園があることを知っている法人と知らない法人があると思われる。工事ヤードとして使用しないとはいえ、園庭の代替として散歩など自由に動けるスペースとして活用する方が望ましいだろう。地域との調整もあると思うが、公園の利用について検討する余地があるということを法人に教示し、どのように有効活用できるのかを聞き出すような現地調査手法も考えられる。

【遠藤 良宣 委員】

二次審査で総合的に評価をしていくには、公平性を持って客観的に採点をする必要がある。面接審査及び現地調査の結果をしっかりと所見としてまとめ、後に保護者や市民に明示できるよう作っておくべきだろう。また、現地調査の際には竹田委員の発言のとおり、隣の公園の活用について、園庭として活用しても構わないと伝えておかないと、プレゼンテーションで法人によって違った解釈に基づいた提案になり、そのことが採点にあたり加点に振れるか減点に振れるかは委員によって異なることになりかねない。園庭活用について踏み込んだ提案があった場合は、加点として考えてよろしいのか。または、できるだけ地域の公園は活用しないように考えているのか、今後の審査の課題として教えていただきたい。

応募書類の中には、既に園庭の活用等について提案している法人がある。つまり、公園の活用についてこれから情報提供することにより、プレゼンテーションの際に応募書類に記

載していない内容を提案する可能性がある。応募書類に記載しておかないと公平性に欠けてしまうのではないか。

【石橋 寛 企画管理係長】

参加意思表明書を提出した法人から質問を受け付けた。その中に、公園の利用が可能かという質問があり、占有はできないが利用は可能という回答をしている。この質問と回答については、ホームページにて公開しているので、全法人に承知いただいている。

【近藤 明美 委員】

昨年度の大久保第二保育所及び菊田第二保育所移管先法人に関するプレゼンテーションに参加した際、資料やプレゼンテーションのみでは法人の実際の保育の様子を把握するのは難しいと感じた。現地調査の際には実際の保育の様子を見て、保育者が子どもたちにとどのように関わっているか、大切に扱われているかというところを確認していただきたい。

【こども部主幹 新井 理香】

現地調査の際は保育の様子も確認し、気がついたことは事務局の所見に記載する。

【五十嵐 公子 委員】

若い保護者や仕事を頑張ってきた保護者にとって初めての育児はとても不安が大きく、わからないことも多いと思う。ともすれば虐待に繋がる恐れもある中で、育児の不安に適切に応え、乳児期の子を持つ保護者が子育てを楽しめるようにするための、保護者支援の考え方について確認をしていただきたい。

【こども部主幹 新井 理香】

現地調査の際、どのような保護者支援や保護者対応をしているかについて、しっかりと確認し、必要に応じて事務局の所見に記載する。

【諏訪 晴信 委員長】

公開プレゼンテーションについて、意見または質疑はあるか。

【竹田 佳司 委員】

質疑応答時間を30分としているが、昨年度のプレゼンテーションの参加を踏まえ、限られた時間の中で、効果的に法人の質を確認するためには、主立った質問を項目ごとに委員に分散して質問していただくことが大切と思う。事務局において各委員の意向等も確認のうえ、調整して欲しい。

【こども部主幹 新井 理香】

事前に整えお伝えする。

【諏訪 晴信 委員長】

二次審査について、意見または質疑はあるか。

【佐久間 心之 委員】

第4回会議での採点にあたり、参考として審査項目ごとの簡易的なチェック項目のようなものが配布されるということによいか。

【こども部主幹 新井 理香】

プレゼンテーション当日に参考にしていただくため、評価基準を記載した仮採点表を事前に配布する。実際の採点は第4回会議にて行っていただきたい。補足になるが、各委員には、プレゼンテーション能力のみに惑わされることなく、あくまでもプレゼンテーションの中で提案書類に記載の内容を、どのように述べているかということ踏まえて、仮採点していただ

きたい。プレゼンテーションは提案内容以上のことは認めないルールとしているので、提案内容をより具体化した内容を各法人に説明いただけると期待している。

【遠藤 良宣 委員】

例えば財務書類など、専門的な知識がないと分析できない内容についてはどうか。

【石橋 寛 企画管理係長】

財務状況については、税理士に専門的な見地から意見をいただくこととしており、第4回会議においてその所見を委員に配布するので、その内容を確認のうえ採点いただきたい。

【中川 紀子 委員】

提案内容について、文書のみ法人もあれば、パンフレットなどを追加している法人もある。統一した方が良いのではないか。

【こども部主幹 新井 理香】

保護者は法人名がわかるので、昨年度の大久保第二保育所及び菊田第二保育所の例では、自身においてインターネット等で法人を調べ、情報を得る保護者もいたと伺っている。

【諏訪 晴信 委員長】

資料9番については様式を定めているが、参考資料を添付している法人がある。これらを保護者の閲覧に供するのかわりにどうか。

【こども部主幹 新井 理香】

参考資料を除いたものを閲覧していただくこととしたい。

【諏訪 晴信 委員長】

保護者が閲覧する資料はすべて統一されたものとし、その他知りたい情報は各自でホームページ等において確認いただくということによろしいか。

【中川 紀子 委員】

承知した。

【諏訪 晴信 委員長】

本日欠席の田島委員に対しては、事務局より本日の議事を報告し、意見があれば、報告をしていただきたい。その内容によって、必要があれば各委員にも相談のうえ、現地調査と第3回会議に臨むこととしたいがよろしいか。

【一同】

異議なし。

【諏訪 晴信 委員長】

そのように取り扱うこととする。

審議の二次審査の審査方法について、事務局提案の通り、決定することに異議はないか。

【一同】

異議なし。

【諏訪 晴信 委員長】

事務局においては、本日の各委員の意見を踏まえた上で、プレゼンテーションに臨むよう準備をしていただきたい。

第4 その他(事務連絡等)

こども政策課長 齊藤 洋介より、今後の選考委員会等のスケジュールについて説明した。